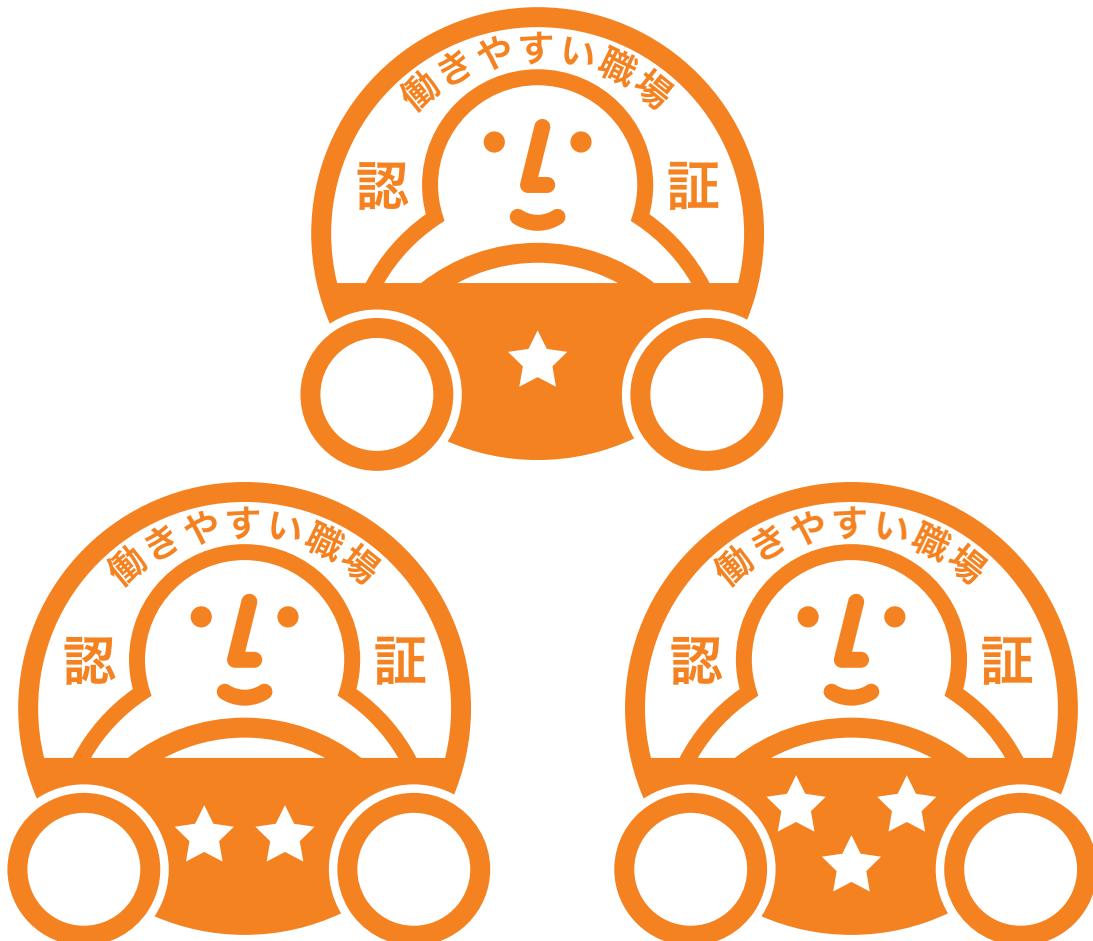


「働きやすい職場認証制度」

登録証書の取り扱い・ 認証マークの入手方法と使用基準



- 1 登録証書の取り扱いについて
- 2 認証マーク
- 3 認証マークロゴデータの入手方法 ダウンロード手順について
- 4 認証マークの使用について
- 5 認証マーク使用基準

2025年4月

ClassNK 一般財団法人 日本海事協会

「働きやすい職場認証制度」認証事業者様へ

1 登録証書の取り扱いについて

同封した登録証書は「働きやすい職場認証制度(正式名称:運転者職場環境良好度認証制度)」に合格され、登録料をお支払いいただいた事業者様に発行される証書です。証書の有効期間は2年間です。有効期限は証書に記載されています。

登録証書を発行した事業者(認証事業者)様については、本会ウェブサイト(URL: <https://www.untenshashokuba.go.jp/>)で公表させていただきます。

本会が定める規定により認証が取り消されたときには、登録証書をすみやかに本会へご返還ください。また、その際は認証について言及しているすべての宣伝、広告を中止しなければなりませんので、ご注意ください。



有効期限はこちらで確認できます。

2 認証マーク

「運転者職場環境良好度認証制度 認証マーク使用基準」(以下、認証マーク使用基準)に従い、認証マーク及び認証ステッカーをご使用ください。

3 認証マークロゴデータの入手方法 ダウンロード手順について

以下の手順で、本会申請ポータルサイト(URL:<https://portal.untenshashokuba.go.jp/entry/>)から認証マークロゴデータ(JPEG及びPDF)のダウンロードが可能です。

1. 登録されたアカウント(SR+数字4桁)及び申請時に設定いただいたパスワードを用いてポータルサイトにログイン。

2. 申し込み済申請一覧の「連絡およびダウンロード」をクリック。



3. 次画面右上「書類のダウンロード」の「その他」内にある認証マーク使用基準をご一読の上、JPEG又はPDFをクリック。



なお、紙申請の事業者様に関しては、個別に対応させていただきますので、下記連絡先へご連絡をお願いいたします。

連絡先

一般財団法人 日本海事協会 交通物流部

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4番7号

TEL: 03-5226-2412 e-mail: untensha@classnk.or.jp

4 「運転者職場環境良好度認証制度 認証マーク」の使用について

1. デザイン

「運転者職場環境良好度認証制度 認証マーク」(以下、認証マーク)の様式は、以下のとおりとする。

2. 色調

認証マークの色調は、オレンジ色(下記に示す DIC ナンバー、CMYK、RGB 数値)を基本とするが、例えは白黒印刷時など、カラーの使用ができない場合は黒またはグレーで表示する。

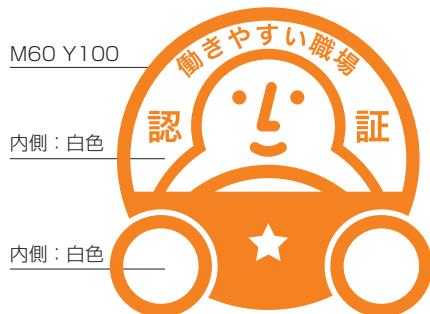
原則として、背景色は白とする。しかし、ノベルティ等の作成(参照 P.4)や、黒以外の1色刷りまたは多色刷りの場合などは背景色を濃度(濃い色)の色地で作成し、白ヌキで使用することができる。

認証マーク ※配布データをご使用下さい

〈注意〉 · 縦横の比率、各部の形状、配置を変えてはいけない。
· マークの周囲に一定の余白を設ける。

カラー表示

DIC : 161
C : 0 M : 60 Y : 100 K : 0
R : 240 G : 131 B : 0



黒表示

K : 100
R : 0 G : 0 B : 0



グレー表示

K : 60
R : 102 G : 102 B : 102



白ヌキ表現

以下の事例でのみ使用可能。
・背景を白にできないとき。
・指定のカラー、黒、グレーで印刷ができないとき。



3. 寸法

縦横及び各部の比率を維持すれば、任意の寸法で使用してよい。

4. 認証マークステッカー

(1) 色

ステッカー作成に限り、認証マークの色は指定されたオレンジ色のカラー表示のみとし、国土交通省と本会の名称は黒表示で他の色は使用できない。背景は白とし、白以外は認められない。

(2) 配置

右の図を参考に、上から認証マーク、「国土交通省／日本海事協会」の順にレイアウトを行い、縦横及び各部の比率を維持し、周囲に余白を確保する。

(3) 国土交通省／日本海事協会について

認証マークの大きさに応じて、見やすい大きさの字体(ゴシック体など)で余白を維持しながら表示する。

(4) ステッカーの使用について

ステッカーの使用は2年を目安とし、登録証書の発行時などに適宜交換を行うこと。

使用に際しては「5. 認証マーク使用基準」(参照P.5～6)に従うこと。

5. 三つ星のステッカーについて

三つ星のステッカーのみ、ロゴカラーと文字を金色にすることができます。

配置は、上から認証マーク、「国土交通省／日本海事協会」の順にレイアウトを行う。

6. 注意事項

(1) 認証事業者は、提供された認証マークデータの複製を使用しなければならない。

認証マークデータは分解、組み換え等を行って使用してはならない。

(2) 認証マークを印刷物やウェブサイトに使用する場合は、「2. 色調」を参考に使用しなければならない。

(3) 認証マークデータの保存形式及び解像度は、本会が提供した状態を維持し、他の保存形式に変更したり、解像度を低めてはならない。

認証マークステッカーの記載等について



- ・ロゴマーク部と表記部の比率は、4:1から3:1の範囲で任意に設定する。
- ・「国土交通省／日本海事協会」を太字のゴシック体など見やすい書体で表記する。

「三つ星ステッカー」のカラーについて

三つ星の金色のカラーはDIC620を推奨する。

C:51 M:52 Y:75 K:0
R:137 G:119 B:80



金色カラー



認証ステッカー見本

認証マークの効果的な活用方法

認証マークの活用例をご紹介します。

認証マークを積極的に活用し、自社の取り組みのPRに是非お役立てください。



※ステッカーを車両に貼る場合は、任意の場所に貼ってください。



Q&A よくあるご質問



認証マークはいつから使用可能になりますか？

A. 本会ウェブサイトで、認証事業者の公表をした時点からご使用いただけます。



認証マークにアレンジを加えても良いですか？

A. 認証マークにアレンジを加えることは禁止されています。マークの上に文字や絵をかぶせる加工、ロゴマークの背景を画像や写真にする等といったアレンジはできません。

5 一般財団法人 日本海事協会の 「運転者職場環境良好度認証制度 認証マーク」使用基準

1. 適用範囲

この基準は、一般財団法人日本海事協会（以下「本会」という）が行う運転者職場環境良好度認証制度の認証マーク及び認証ステッカーの管理办法として規定する。

2. 適用期間

認証マーク及び認証ステッカーは、事業者が本会に登録されている期間内に限り使用（認証マークを表示）することができる。なお、登録簿への登録が認められ、本会のウェブサイトに公表された事業者を「認証事業者」という。

3. 認証マーク

（1）認証マークの使用許可

認証事業者には、認証マークを3項(3)及び4項(1)に定める目的で使用することを許可し、認証マークを取得するための方法を本会が別途通知する。

（2）認証マークデータの管理

- ① 認証事業者は、本会から提供された認証マークデータの複製の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行わなければならない。また、3項(3)及び4項(1)に定める目的以外で他社に認証マークの複製又はそのデータを提供することはできない。
- ② 認証事業者は、3項(3)及び4項(1)に定める印刷物やウェブサイト等を作成するため、下請負事業者に認証マークの複製又はそのデータを提供した場合、当該下請負事業者に、その認証マークの複製又はそのデータの保護及び漏洩防止のための適切な管理を行うように要求しなければならない。

（3）認証マークの使用

- ① 認証マークは、名刺、パンフレット、ウェブサイト、備品、建物、車両等、認証事業者が自社の自動車運送事業に関し使用するもの（以下「表示対象物」という）について、使用を許可する。
- ② 認証マークの表示方法は自由とする。印刷又は塗装等による表示の他、シール・ステッカー類にしたうえでの貼付による表示でもかまわない。

（4）認証マークの使用上の注意

- ① 認証マークは、「運転者職場環境良好度認証制度 認証マーク」の使用についてに基づいて使用すること。
- ② 認証マークは、縦・横の比率が一定であれば、その寸法は任意とするが、色彩や文字のデザイン等が指定されているため、「運転者職場環境良好度認証制度 認証マーク」の使用についての指定に従って作成、表示すること。
- ③ 認証マークは、認証事業者に限り使用が認められる。
- ④ 複数の都道府県に事業所があり、その一部の都道府県の事業所が認証登録されている場合において、ウェブサイト、パンフレット等の広報資料、役員・営業担当者の名刺等に使用する場合は、認証されている都道府県名を併記し、認証されている都道府県と認証されていない都道府県とが誤解されない方法でロゴマークを使用しなければならない。
- ⑤ 認証マークの建物、車両等への表示については、各地方自治体の広告物に関する条例等に適合するよう留意すること。

- ⑥ 上記①～⑤について、認証されていない事業所、関連する他社及び他者についても違反がないよう管理すること。

4. 認証ステッカー

(1) 認証ステッカーの使用

認証ステッカーとは、備品、建物、車両等への貼付用に本会が定める様式で作成したステッカーであり、認証事業者の表示対象物について、使用(認証ステッカーを貼付すること)を許可する。

(2) 認証ステッカー使用上の注意

- ① 独自に認証ステッカーを作成される場合は、3項(4)「認証マークの使用上の注意」に従い、作成及び使用すること。
- ② ステッカーの使用は2年を目安とし、登録証書の発行時などに適宜交換を行うこと。

5. 認証マーク及び認証ステッカーの使用中止

次の事項の場合には認証マークの使用を直ちに中止しなければならない。また、中止となつた場合は、認証マーク及び認証ステッカーについて、自らの責任において破棄すること。認証事業者が下請負事業者等の他者に認証マークの複製又はそのデータを提供した場合、同様の処置を他者に要求すること。

(1) 有効期間が満了した場合

(2) 有効期間内であっても、次の事項が確認された場合

- ① 認証事業者から認証辞退の申出があった場合。
- ② 本会が定める「運転者職場環境良好度認証制度 認証規則」(以下「認証規則」という)又は「運転者職場環境良好度認証制度 約款」に従って、本会が認証を取消した場合。

6. 認証マーク及び認証ステッカーの偽変造等不正使用について

認証事業者が偽造や変造等、不正な使用を行っていることが判明した場合は、是正指導を行い、報告を求め、同指導に従わない場合は、認証規則に従いその認証を取消し、認証を取消した旨をウェブサイトで公表し、必要に応じて他の法的手段を取る。

(1) 認証マーク等の不正利用

- 以下を認証マーク等の不正利用と定義する。
- ① 認証事業者でない事業者(事業所)が認証マーク等を作成し、又は使用すること。
- ② 認証範囲外の事業所(営業所)が認証マーク等を作成し、又は使用すること。
- ③ 認証事業者が認証を受けていない事業者又は事業所へ認証マーク等を貸与すること。

(2) 認証マーク等の不正利用の是正指導

本会は、事業者による認証マーク等の不正利用が判明した場合、以下の是正指導を行う。

- ① 認証ステッカーに不正があったとされる場合は、同ステッカーを貼付していた場所、車両の写真など不正利用が解消されたことを証明できる資料の提出を求める。
- ② パンフレット、名刺、ウェブサイトなどの宣伝材料において不正があったとされる場合は、不正利用が解消されたことを証明できる資料の提出を求める。

7. 使用状況の審査

本会は、認証事業者の巡回チェック及び対面審査時に「認証マーク」の使用状況について確認する。「認証マーク」の不適切な使用が認められた場合、認証事業者に対し是正処置を求める。必要な是正処置が行われない場合、本会は、認証マーク及び認証ステッカーの使用禁止を求め、「運転者職場環境良好度認証制度 認証規則」に基づき、認証を取り消し、特に悪質だと判断される場合は、ウェブサイトで公表し、必要に応じて他の法的手段を取る。

「働きやすい職場認証制度」からのご案内

■ 公式ウェブサイト 制度の概要、申請のご案内、関連動画などがご覧いただけます。

<https://www.untenhashokuba.go.jp/>



■ 公式インスタグラム 皆様からのフォローをお待ちしています。

https://www.instagram.com/hatarakiyasui_shokuba/



■ 公式 TikTok 皆様からの「いいね！」お待ちしています。

https://www.tiktok.com/@hatarakiyasui_shokuba



ClassNK 一般財団法人 日本海事協会

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町 4 番 7 号

TEL : 03-5226-2412 e-mail: untensha@classnk.or.jp